

水先法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号）（抄）

..... 1

改 正 案

現 行

（水先業務を行うことのできる船舶の範囲）  
 第一条 水先法（以下「法」という。）第四条第三項の表の第二号の下欄に規定する政令で定める船舶は、危険物積載船（原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載している船舶をいう。以下同じ。）とし、同欄に規定する政令で定める総トン数は、六万トン（危険物積載船にあつては、二万トン）とする。  
 2 法第四条第三項の表の第三号の下欄に規定する政令で定める総トン数は、三万トンとする。

（水先業務を行うことのできる船舶の範囲）  
 第一条 水先法（以下「法」という。）第四条第三項の表の第二号の下欄に規定する政令で定める船舶は、危険物積載船（原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載している船舶をいう。以下同じ。）とし、同欄に規定する政令で定める総トン数は、五万トン（危険物積載船にあつては、二万トン）とする。  
 2 法第四条第三項の表の第三号の下欄に規定する政令で定める総トン数は、二万トンとする。

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

水先区の名称	（略）	区 域	（略）
（削る）	（削る）		
（略）	（略）		

水先区の名称	（略）	区 域	（略）
尾鷲水先区	三重県猪ノ鼻（北緯三十四度五分十四秒東経百三十六度四十分十二秒）、尾輪崎、尾南曾鼻及び沢崎を順次に結んだ線、沢崎から二百度三メートルの地点まで引いた線、同地点からモト鼻まで引いた線並びに尾鷲港の区域を囲む陸岸により囲まれた海面		
（略）	（略）		

備考（略）

備考（略）

